

認定事業再構築計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成 23 年 9 月 16 日
2. 認定事業者名 株式会社山口銀行、株式会社北九州銀行
3. 認定事業再構築計画の目標
 - (1) 事業再構築に係る事業の目標
山口フィナンシャルグループ（以下「山口FG」という。）は、傘下に株式会社山口銀行（以下「山口銀行」という。）、株式会社もみじ銀行、ワイエム証券株式会社などを有する総合金融グループとして、グループ全体の経営基盤の強化・効率化と持株会社方式の強みを活かした機動的な営業戦略を展開してきた。
地域経済の成長が大きく見込めない中で、山口FGは「地域密着型金融の徹底」と「高度な経営管理」の両立を図ることで、多様かつ高度な顧客ニーズに応えることを目指している。
具体的には、山口銀行の九州域内の事業を分割する「吸収分割」の手法により、新たに株式会社北九州銀行（以下「北九州銀行」という。）を設立することで、山口FGとして銀行ブランドの多様化を図り、それぞれの地域特性に応じた金融サービスをきめ細かく提供することにより、金融仲介機能を適切に発揮し、地域経済の活性化を目指していくとしている。
 - (2) 生産性の向上を示す数値目標
生産性の向上としては、平成 25 年度には、平成 22 年度に比べて、従業員一人当たり付加価値額（山口銀行及び北九州銀行の合算ベース）を 17.2%向上させることを目標としている。
4. 認定事業再構築計画の内容
 - (1) 事業再構築に係る事業の内容
 - 中核的事業
地元中堅・中小企業及び個人を主要顧客とした銀行業
 - 選定理由
山口FGのグループとしての経営基盤と営業戦略を最大限に活用し、主要営業地盤のそれぞれの地域特性に応じた地域密着型金融をよりきめ細かく実践するため、北九州を中心とする北部九州エリアにおける地域特化型の営業チャネルとして、北九州市に本店を置く北九州銀行を設立し、地域の金融仲介機能の発揮に努め、地元中堅・中小企業及び個人を主要顧客とした銀行業を再構築していくこととしている。
 - (2) 事業再構築を行う場所
株式会社山口銀行：山口県下関市竹崎町四丁目 2 番 36 号
株式会社北九州銀行：福岡県北九州市小倉北区堺町一丁目 1 番 10 号
 - (3) 事業再構築を実施するための措置の内容
別表のとおり

- (4) 事業再構築の開始時期及び終了時期
開始時期：平成 23 年 9 月
終了時期：平成 26 年 3 月

5. 事業再構築に伴う労務に関する事項

- (1) 事業再構築の開始時期の従業員数（平成 23 年 3 月末実績）
株式会社山 口 銀 行：2,456 人
株式会社北九州銀行： 0 人
- (2) 事業再構築の終了時期の従業員数
株式会社山 口 銀 行：2,090 人程度
株式会社北九州銀行： 420 人程度
- (3) 事業再構築に充てる予定の従業員数
株式会社山 口 銀 行：2,090 人程度
株式会社北九州銀行： 420 人程度
- (4) (3)中、新規に採用される従業員数
株式会社山 口 銀 行：290 人程度
株式会社北九州銀行： 50 人程度
- (5) 事業再構築に伴い出向、転籍又は解雇される従業員数
出向予定人員数： 0 人程度
転籍予定人員数：403 人程度
解雇予定人員数： なし

別表

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
<p>事業の構造の変更</p> <p>会社の分割による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p>	<p>① 分割会社 名称：株式会社山口銀行 住所：山口県下関市竹崎町四丁目2番36号 代表者氏名：取締役頭取 福田 浩一 資本金：100億円</p> <p>② 承継会社 名称：株式会社北九州銀行 住所：福岡県北九州市小倉北区堺町一丁目1番10号 代表者氏名：取締役頭取 加藤 敏雄 資本金：20億円</p> <p>③ 分割予定日：平成23年10月1日</p> <p>※山口銀行の九州域内事業の分割型分割（無対価による吸収分割方式とし、資本金の額は増加しない）を実施する。</p>	<p>租税特別措置法第81条第6項（会社分割に伴う不動産の所有権移転登記等の税率の軽減）</p>
<p>資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p>	<p>北九州銀行は親会社の山口FGを引受先とする第三者割当増資を実施する。</p> <p>① 増加前資本金：20億円</p> <p>② 増加する資本金：80億円（資本準備金：0円）</p> <p>③ 増資の方法：山口FGを引受先とする第三者割当増資</p> <p>④ 増資予定日：平成23年9月中</p> <p>※北九州銀行は10月1日の分割契約の効力発生により、山口銀行から九州域内の資産の分割を受け10月3日より営業開始予定。</p>	<p>租税特別措置法第80条第1項第1号（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p>
<p>事業革新</p>	<p>山口FGのグループとしての経営基盤と営業戦略を最大限に活用し、主要営業地盤のそれぞれの地域特性に応じた地域密着型金融をよりきめ細かく実践するため、北九州を中心とする北部九州エリアにおける地域特化型の営業チャネルとして、北九州市に本店を置く北九州銀行を設立するものであり、「地元中堅・中小企業及び個人を主要顧客とした銀行業」を中核的事業と位置付け、以下の方策により、北部九州エリアにおける更なる経営基盤の強化、収益力の向上等を図っていく。</p>	<p>租税特別措置法第80条第1項第1号（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p>

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
	<p>① 北部九州エリアの金融仲介機能の適正な発揮 本部を地元置くことで、地域に精通した人材の育成を行うとともに、地域の様々な情報を集約・発展させ、地域の顧客ニーズに即した個性的な金融サービス・情報の提供を行い、地元銀行として地域の金融仲介機能を適正に発揮する。</p> <p>② 新しい地域金融グループビジネスモデルの徹底 山口FGが目指す、以下の新しい地域金融グループビジネスモデルを徹底することで、財務の健全性確保と地域における金融システムの安定を図る。 ・「地域密着型金融」と「高度な経営管理」の両立 ・意思決定の迅速化</p> <p>③ 地元経済活性化への取り組み 観光産業の振興、ビジネスマッチング、企業誘致、アジアビジネスにおける北九州市との連携等地域密着型金融をよりきめ細かく実践することにより、地元経済活性化に努める。</p> <p>【具体的な数値基準】 過去3事業年度の地方銀行業界の業務収益伸び率に対し、計画期間中の業務収益伸び率を24.0%上回ることを目標とする（山口銀行・北九州銀行合算ベース）。</p>	<p>租税特別措置法第81条第6項（会社分割に伴う不動産の所有権移転登記等の税率の軽減）</p>